

四国地方整備局および各事務所の存続を求める意見書

昨年3月11日の東日本大震災では、「くしの歯作戦」に代表されるように国土交通省東北地方整備局や管内各事務所が復旧・復興にあたる一方、被災地外の地方整備局からも被災地へ応援派遣を行うなど、全ての地方整備局が国土交通本省と一体となってその役割を發揮しており、今回の大震災では、地域における国が果たすべき責任と役割の重要性が改めて明らかになりました。

そして近い将来にも発生する可能性が高いとされる東南海・南海地震では、四国の太平洋側だけでなく瀬戸内側も含め、四国全域に甚大な被害を及ぼすことが想定されています。そのようななか、今国に求められていることは、防災対策などで地方自治体と連携し、住民の生命を守り、安心・安全を確保する責任と役割を發揮することだと考えています。

しかし、政府は国の出先機関廃止を主張し、「アクションプラン～原則廃止に向けて～」が平成22年12月に閣議決定され、平成24年度通常国会では国の出先機関を原則廃止する法案が提出されようとしています。

このような地方分権改革に対して、地震や津波、台風などの大災害から国民の安全・安心が守られないことや地方自治体の財政状況によって社会資本の整備・管理に地域間の格差を生じさせるのではないかとの強い危惧を持っています。

特に地震・津波・台風などの大規模な自然災害に対する国としての行政責任を果たすため、地方整備局や各事務所・出張所は存続させるべきです。

よって国におかれましては国民の安全・安心を守るため、次の3点について強く要望します。

1. 四国地方整備局及びその事務所、出張所の廃止や地方移譲は行わないこと。
2. 「地方分権(地方主権)」については拙速に結論を出すことを避け、国民生活に対するメリット、デメリットなどの情報を事前に開示し、十分な時間を確保した議論を経た後に結論を出すこと。
3. 防災関連事業予算の確保・拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年3月21日

徳島県那賀町議会議長

提出先

衆議院議長	横路	孝弘	殿
参議院議長	平田	健二	殿
内閣総理大臣	野田	佳彦	殿
総務大臣	川端	達夫	様
国土交通大臣	前田	武志	様
徳島県知事	飯泉	嘉門	様